

目標 **V**

# 多様なニーズに対応した 教育の推進

## 施策

施策13 ● 障害のある子供への支援・指導の充実

施策14 ● 不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援

施策15 ● 経済的に困難な子供への支援

施策16 ● 一人一人の状況に応じた支援

## 施策13

# 障害のある子供への 支援・指導の充実

## 現状と課題

平成26年(2014年)に「障害者の権利に関する条約<sup>※</sup>」が批准され、平成28年(2016年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律<sup>※</sup>」が施行されるなど、共生社会<sup>※</sup>の実現に向けて我が国の法制度は大きく変化しています。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会<sup>※</sup>の実現に向けて、特別支援教育の推進がますます重要となっています。

特別支援学校に在籍する児童生徒は、近年、知的障害を中心に全国的に増加傾向にあり、本県においても同様の傾向が見られます。さらに、特別支援学校に在籍する児童生徒の多様化も進んでいます。

特別支援学校や特別支援学級など特別な教育の場で学ぶ児童生徒に加え、小・中学校などの通常の学級や高等学校にも特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍しており、早い時期から切れ目のない支援をしていくことが重要です。

こうした支援を適切に行う上では、特別支援学校教員免許状の取得を促進するなど、教員の専門性の向上を図ることが必要です。

また、特別支援学校高等部生徒の卒業後の自立に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行う体制づくりを進める必要があります。

さらに、障害のある子供たちが学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどに親しむことができるよう支援していくことが重要です。

本県では、これまで「インクルーシブ教育システム<sup>※</sup>」の構築に向け、支援籍<sup>※</sup>学習を進めるなど障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供たちが必要な指導・支援を受けられるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」の充実に取り組んできました。今後は、特別支援教育の推進に関する計画を策定し、これらの取組を更に充実させるとともに、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組を強力に進める必要があります。

また、障害のある教職員が身近で働いていることは、障害のある人に対する児童生徒の理解が深まるとともに障害のある児童生徒にとってロールモデルとなるといった効果が期待されます。このようなことから、学校における障害者雇用を推進していく必要があります。

## 施策の方向性

- 共生社会<sup>※</sup>の実現に向けて、「多様な学びの場」を充実するとともに、教員の専門性の向上を図ります。
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒や幼児への指導や支援を切れ目なく提供する体制を整えます。
- 障害のある子供たちの自立と社会参加を目指したキャリア教育<sup>※</sup>・職業教育<sup>※</sup>を推進します。
- 障害のある子供たちの生涯にわたる学びを支援します。



# 主な取組

## 共生社会\*を目指した「多様な学びの場」の充実

- ▶小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意するため、発達障害\*を含む障害のある子供たちの学習環境の整備に全県的な視野で取り組みます。
- ▶特別支援学校の指導内容・指導方法を工夫・改善するとともに、特別支援学校に在籍する児童生徒の増加に対応するため、新たな特別支援学校の計画的な設置など学習環境の整備・充実を図ります。
- ▶各市町村との連携の下、学校において障害のある子供とない子供が共に学ぶ支援籍\*学習や心のバリアフリーを育む交流及び共同学習\*を充実します。
- ▶特別支援学級、通級指導教室\*の設置を促進します。
- ▶特別支援学校等における医療的ケアの充実を図ります。
- ▶発達障害\*を含む障害のある幼児に早期から適切な教育的対応ができるよう、市町村とともに関係機関と連携して幼稚園や保育所などに対する支援を行い、連続性のある就学相談体制の整備を進めます。
- ▶高等学校における通級による指導を推進します。

### 共生社会を目指した「多様な学びの場」の充実

- インクルーシブ教育システムの構築に向け、連続性のある「多様な学びの場」を更に充実させるための取組
- ①喫緊の課題である知的障害特別支援学校や特別支援学級の児童生徒の大幅な増加などに対応するための「教育環境の整備」
  - ②特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍している全ての学校において、特別支援教育を推進するための「人材育成」

校種別の取組	特別支援学校(分校を含む)における主な取組	小・中学校における主な取組	高等学校における主な取組
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●知的障害特別支援学校や高校内分校などの計画的な設置</li> <li>●支援籍学習や共同学習などの推進</li> <li>●自立と社会参加を目指したキャリア教育・職業教育の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通級指導教室や特別支援学級の設置の促進</li> <li>●支援籍学習や共同学習などの推進</li> <li>●きめ細やかで継続的な指導の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高等学校における通級による指導の在り方の研究</li> <li>●必要とする高等学校への通級による指導の導入の推進</li> </ul>
共通の取組	<p>特別支援教育を推進するための人材育成等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特別支援学校教諭免許状の取得促進</li> <li>●異校種間の計画的な人事交流の推進</li> <li>●研修等(巡回支援を含む)の充実</li> <li>●特別支援教育に対する理解の促進</li> </ul>		



▲特別支援学校の授業風景



▲通級指導教室の様子

## 特別支援学校教諭免許状の取得促進

- ▶ 教育職員免許法認定講習を継続的に実施し、特別支援学校教諭免許状の取得促進を図ります。

## 障害者雇用の推進

県議会による一部修正

- ▶ 障害者が事務補助等を行う「チャレンジ雇用」・「チームぴかぴか」の拡充や、事務集約オフィスの新設等を行い、障害者の雇用に計画的に拡大します。
- ▶ 障害のある教職員の執務環境や勤務条件に配慮するとともに、サポートする支援員の配置を拡大するなど、障害者が働きやすい環境の整備を図ります。
- ▶ 全ての教職員が障害者に対する理解を深め、周囲が障害のある教職員を温かくサポートできる職場となるよう、教職員を対象とした研修を実施します。
- ▶ 障害者を対象とした教員の募集・採用選考試験の方法の工夫・改善や、障害のある教員の配置拡大に向けた環境整備を図るとともに、特別支援学校において職業教育<sup>※</sup>の幅を広げる取組を推進します。



▲「チームぴかぴか」の作業風景

## 小・中学校、高等学校などにおける特別支援教育の体制整備

- ▶ 特別支援学校のセンター的機能<sup>※</sup>の活用を進めるとともに、全ての学校などにおいて、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や幼児への切れ目のない支援体制を整えます。
- ▶ 臨床心理士など専門家による巡回支援の活用を進めます。
- ▶ 管理職をはじめ教職員に対して、特別支援教育に関する研修や、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や幼児への支援方法に関する研修を実施し、指導体制を充実します。

## 障害のある子供たちの自立と社会参加を目指したキャリア教育<sup>※</sup>・職業教育<sup>※</sup>の推進 (再掲)

- ▶ 障害のある児童生徒一人一人の状態やニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立のために必要な力を育成します。
- ▶ 障害のある児童生徒の自立と社会参加を着実に進めるため、労働・福祉などの関係機関や企業との連携強化を図りながら、特別支援学校におけるキャリア教育<sup>※</sup>・職業教育<sup>※</sup>の充実に組織的に取り組みます。
- ▶ 障害のある児童生徒の潜在的能力を伸ばし、進路選択の幅が広がるよう、ICT<sup>※</sup>を活用した教育などを進めます。
- ▶ 関係機関や企業と連携した職業実習・地域活動を通して、地域における障害者理解を進めるとともに、特別支援学校の生徒に対する就労支援や一般就労の拡大を進めます。

## 障害のある子供たちの生涯学習の推進

- ▶ 障害のある子供たちが豊かで充実した生活を送れるよう、生涯を通じて教育や文化・スポーツなどに親しむ機会を設け、生涯にわたる多様な学習活動の充実を目指す取組を進めます。

## 施策14

# 不登校児童生徒・ 高校中途退学者等への支援

## 現状と課題

本県の不登校児童生徒数は、小・中学校で増加傾向にあります。不登校は、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮することが求められます。不登校児童生徒への支援においては、児童生徒一人一人の可能性を伸ばせるよう、本人の意思を十分に尊重した上で、関係機関等と連携し、社会的自立に向けた支援を行うことが求められます。また、不登校は中学生になると急増する傾向にあり、環境の変化に対応できる力を早期から育むとともに、小・中学校の円滑な接続を進める必要があります。

高校中途退学については、本県の公立高校中途退学率・中途退学者数は減少傾向にあり、今後も中途退学防止に向けた取組を続けることが重要です。中途退学の理由として、「学校生活・学業不適応」を挙げる割合が高くなっており、生徒が自分自身を見つめ直し、高校生活に意義を感じることができるような対策を進める必要があります。

また、高校中途退学者等の進学や社会的自立に向けて、関係機関と連携し、切れ目のない支援体制の構築が求められます。

## 施策の方向性

- 児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな教育相談ができる体制の充実を図ります。
- 中学校で急増する不登校の未然防止、早期発見・早期対応に向けた小・中学校の円滑な接続を推進します。
- 個々の不登校児童生徒の状況に応じた教育機会の確保に努めます。
- 不登校などを経験した者に、その意欲に応える様々な学習機会を提供します。
- 高校中途退学を防ぐため、学校生活への意欲を高める対策を推進するとともに、高校生の社会的自立に向けた支援を推進します。
- 高校中途退学者等の社会的自立に向けた支援を推進します。

## 主な取組

### 教育相談活動の推進（再掲）

- ▶ 児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、市町村が行う教育相談体制の整備を支援するなど、教育相談活動を推進します。

### 不登校の未然防止の推進

- ▶ 中学校で急増する不登校の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、小・中学校9年間の学びと育ちの連続性を重視した教育を展開します。

### 不登校児童生徒の教育機会の確保

- ▶ 市町村の設置する教育支援センター（適応指導教室）<sup>※</sup>の機能強化に向けた指導・助言や民間団体との連携による支援などを行い、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保を推進します。

### 意欲に応える学習機会の提供

- ▶ 中学校で不登校などを経験した生徒の意欲に応える学習機会を提供するため、高等学校において基礎・基本の学び直しの取組や定時制課程・通信制課程の教育を充実します。

### 高校中途退学防止対策の推進

- ▶ 学校への適応能力の向上や人間関係づくりを目的として就労や社会貢献などの体験活動を実施するとともに、個別の学習支援などを行い、基礎学力の定着に取り組みます。
- ▶ 高校生の中途退学を防止するため、学校が地域や関係機関などと連携した取組を進めます。
- ▶ 中学校における進路指導の充実を促すとともに、中学校と高等学校との連携などを推進します。

### 高校中途退学者等の社会的自立に向けた支援

- ▶ 地域若者サポートステーション<sup>※</sup>などの関係機関と連携し、高校中途退学者等への支援が切れ目なく継続できる体制を整備します。



▲保護者や教員のための不登校セミナー

## 施策15

# 経済的に困難な子供への支援

## 現状と課題

子供の貧困については、平成28年（2016年）国民生活基礎調査によると、我が国の17歳以下の相対的貧困<sup>※</sup>率は13.9%であり、12年ぶりの改善となっているものの大きな課題となっています。家庭の所得や保護者の学歴などと子供の学力などに相関関係が見られることを指摘する研究結果や学歴等により生涯賃金に差が見られるとの統計もあり、格差の拡大・固定化や格差が次世代に引き継がれる貧困の連鎖が懸念されます。

家庭の経済状況によって子供が進学等を断念することがないように、経済的に困難な高校生などに対して、修学を支援するための取組が重要です。

また、生まれ育った環境にかかわらず自分の夢や希望を実現できるよう、学校教育において学力保障を図るとともに、福祉関係機関等と連携した支援が求められます。

## 施策の方向性

- 経済的理由によって進学等を断念することがないように経済的に困難な高校生などの修学を支援します。
- 生まれ育った環境にかかわらず夢や希望を実現できるよう、学校において学力保障を図るとともに、福祉関係機関との連携を推進します。

# 主な取組

## 修学に対する支援

- ▶ 経済的理由で修学が困難な高校生などに対して、奨学のための給付金の給付や奨学金の貸与を行うとともに、授業料・入学料の納入が困難な県立高校生に対して、授業料・入学料を減免します。

## 学校における学力保障と関係機関との連携の推進

- ▶ 家庭環境にかかわらず児童生徒の学力が保障されるよう、少人数指導や習熟度別指導、補充的な指導など、きめ細かな指導を学校において実施します。
- ▶ 家庭の経済状況により体験活動の経験が十分でない子供に対して、げんきプラザなどを活用し、様々な体験活動の機会を提供します。
- ▶ 経済的に困難な児童生徒を早期の段階で福祉制度につなぐことができるよう、学校を窓口とした福祉関係機関との連携に取り組みます。
- ▶ 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援の活用など、福祉関係機関と連携し、子供の状況に配慮した支援をします。



## 施策16

# 一人一人の状況に応じた支援

## 現状と課題

近年の県内外国人居住者の増加や家庭を取り巻く環境の変化等に伴い、教育をめぐるニーズは多様化しています。このような中においても、全ての子供たちがその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、一人一人の状況に応じた教育を進めることがより一層重要になっています。

帰国児童生徒や外国人児童生徒などについては、学校生活へ円滑に適応できるよう、言語や文化等の差異に係るきめ細かな支援が必要です。

また、保護者は家庭教育について第一義的責任を有するものですが、世帯構造や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多く抱えながらも身近に相談できる相手がないといった課題も指摘されています。そのため、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが求められています。

さらに、義務教育未修了者等の就学の機会を提供する中学校夜間学級（いわゆる夜間中学）への支援など、多様なニーズに応じて教育機会を確保する必要性が高まっています。

加えて、社会経済的な背景などにより学力向上に課題のある子供たちへの支援や教職員と心理や福祉等の専門家がチームとして連携・分担しながら様々な課題を抱える子供たちを支援することが求められています。

## 施策の方向性

- 帰国児童生徒や外国人児童生徒など、日本語指導が必要な児童生徒への教育を支援します。
- 家庭教育に課題を抱える保護者を支援します。
- 新たに設置された中学校夜間学級を支援します。
- 社会経済的な背景などにより学力に課題のある児童生徒への教育を支援します。
- 児童生徒の抱える様々な課題にきめ細かな対応をします。

# 主な取組

## 日本語指導が必要な児童生徒への教育支援

- ▶ 帰国児童生徒・外国人児童生徒などが学校生活へ円滑に適応できるよう、日本語の指導を行うための教員等の配置や実践的な教員研修の実施、日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成など、教育支援の充実を図ります。

## 家庭教育に課題を抱える保護者への支援

- ▶ 地域における子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築し、関係機関の協働を促進します。
- ▶ 市町村、幼稚園・保育所・認定こども園<sup>※</sup>やPTA、企業などとも連携して、広く家庭教育に関する学習の機会を設けます。

## 中学校夜間学級の支援

- ▶ 教職員の配置や教育内容の充実、教職員の研修などにより、中学校夜間学級における体制整備を支援します。

## 学力に課題のある児童生徒への教育支援

- ▶ 社会経済的な背景などにより学力向上に課題のある児童生徒を支えるため、学校における教育支援を推進します。
- ▶ 学力向上に課題を抱える児童生徒を支えるため、地域の人材を活用した市町村の取組を支援します。
- ▶ 基礎学力に課題を抱えた高校生を対象に、大学生などを学習サポーターとして活用し、義務教育段階の学習内容の学び直しを進めます。

## 児童生徒の抱える様々な課題への支援

- ▶ 児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、市町村が行う教育相談体制の整備を支援するなど、教育相談活動を推進します。
- ▶ 性同一性障害に係る児童生徒などに対して、児童生徒の心情等に配慮したきめ細かな対応を進めます。